

低入札価格調査制度について

1 制度の概要

低入札価格調査制度は、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る価格をもって入札した者があった場合、すぐに落札者を決定せず、その価格により仕様内容に適合した履行がなされるかどうかを調査し、適正な履行がなされると判断したときに、その者を落札者とする制度です。

本市では、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基に設定しています。

2 制度の主な内容について

(1) 調査基準価格

低入札価格調査を行う基準として設定するものです。

[調査基準価格の算出方法]

予定価格算出の基礎となった以下の①～④の合計額（税抜き）

ただし、当該調査基準価格が予定価格の10分の7.5に満たない場合は、予定価格の10分の7.5の額

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
(解体工事にあつては10分の7.5)
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額の10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費の額の10分の6.8を乗じて得た額

(2) 数値的判断基準（失格基準価格）

数値的判断基準のいずれか1項目でも下回った場合は、この入札は「契約の内容に適合した履行ができない」とみなし、失格とする基準として設定する価格のことであります。

調査基準価格に満たない価格をもって入札した全ての入札者を対象に、入札時に提出した工事費内訳書を基に調査します。

[数値的判断基準の算出方法]

予定価格算出の基礎となった以下の①～④の合計額（税抜き）

- ①直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
(解体工事にあつては10分の7)
- ②共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- ③現場管理費の額の10分の8を乗じて得た額
- ④一般管理費の額の10分の3を乗じて得た額

3 調査対象者

調査基準価格を下回り、かつ数値的判断基準以上で、最も入札金額の低い者又は総合評価方式の入札における総合評価点が最も高い者を調査対象者とします。

4 調査の方法及び落札者の決定

改札の結果、調査基準価格を下回り、かつ数値的判断基準以上の入札者に対して、入札後3日以内に資料の提出を求め、事情を聴取し、関係機関へ照会する等により調査を行います。

調査後、石巻市低入札価格調査委員会で審議し、調査対象者が、当該工事の仕様内容に適合した履行を行うことができると認めるときは、調査対象者を落札候補者と決定します。

なお、調査の結果、調査対象者が、当該工事の仕様内容に適合した履行を行うことができないと判断した場合は、落札候補者としません。

5 低入札価格調査制度の対象範囲

契約検査課が発注する建設工事（予定価格2百万円超）

※建設関連業務については、これまで同様に最低制限価格調査制度を適用します。

【お問い合わせ先】

石巻市契約検査課契約係

電話0225-23-6611、6612